

(介護予防) グループホーム みろくの郷かぐち 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

6 事業者自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム みろくの郷かぐち
- (2) 所在地 青森県三戸郡田子町大字茂市字仲田 2-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤、計画作成担当者、介護職員兼務）

この事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1 名（常勤、管理者、介護職員兼務、介護支援専門員）

介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従業者 7名（常勤6名、うち1名は非常勤、うち1名は管理者、
計画作成担当者兼務）

介護従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、9名とする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。なお、利用者の活動時間は7時から20時までとする。

(短期利用共同生活介護)

第7条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 介護予防短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 介護予防短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 介護予防短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、介護予防短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、介護予防短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、所得が一定以上の場合はその2割又は3割とする。

- 2 上記のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食材料費 1日 1,100円

(2) 家賃 23,000円/月 月途中の入退所は日割計算とする

(3) 水道光熱費 1日 600円

(4) おむつ代 1枚につき リハビリパンツ 90 円 尿とりパット 20 円 フラットタイプ 25 円
尿とりパット (マジックテープ付) 19 円

(5) 理美容代 実費

(6) 健康管理費 インフルエンザ等予防接種費用 実費

(7) レクリエーション・クラブ活動費 実費

3 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届出るものとする。
- (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (4) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他の環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、月1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等）

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行なわない。

- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は2年間保存するものとする。
- 3 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 介護者の資質向上のために、内部研修は月1回以上及び外部研修は年3回以上の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人吉幸会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 8 月 27 日 一部改正

平成 25 年 10 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 26 年 10 月 8 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 5 月 1 日 一部改正

平成 27 年 9 月 4 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

令和 1 年 10 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 7 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 8 月 1 日 一部改正

令和 6 年 2 月 1 日 一部改正

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正